

# 京田辺市障害者基本計画

---

平成 22 年度～27 年度（第 2 期）

平成 22 年 3 月

京 田 辺 市

～はじめに～

本市では、平成9年度に、障害者基本法に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等、本市の障害者福祉の基本となる「京田辺市障害者基本計画 京田辺きららプラン」を、平成20年度には、障害者自立支援法に基づき、障がい福祉サービス等の必要なサービス見込量とその確保策等を定めた「京田辺市障害福祉計画 平成21年度～23年度(第2期)」を、策定し、障がい者施策を推進してまいりました。



このたび、障害者基本計画が改訂時期を迎えたことから、市民アンケートや関係事業所へのヒアリングなどを行い、学識経験者や市民代表の皆様のご審議を経て今後6年間の障害者福祉の基本となる計画を策定いたしました。

本計画は、これまでの国・京都府及び本市の施策の流れを踏まえ、「すべての人が自分らしく暮らしていけるまち」を基本理念とし、すべての人がそれぞれの望む生活や自主的に参加していける社会をつくり、住み慣れた地域でこれからも暮らしていけるようなまちを目指すため、今後の本市における障がい者施策全般にわたる基本方針を示したものです。

本市としましては、障がいのある人が地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現に向け、今回策定しました計画を着実に推進してまいりますので、市民の皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました皆様をはじめ、熱心にご審議賜りました京田辺市障害者基本計画策定委員会委員の皆様にご心から厚くお礼を申し上げます。

平成22年3月

京田辺市長

石井明三

## 【目次】

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
(1) 法的な位置づけなど.....	2
(2) 他計画との関係.....	3
3. 計画の期間.....	3
第2章 京田辺市の現状.....	4
1. 人口及び障がいのある人の状況.....	4
(1) 総人口・総世帯数の推移.....	4
(2) 身体障がいのある人の状況.....	5
(3) 知的障がいのある人の状況.....	7
(4) 精神障がいのある人の状況.....	8
2. 各種調査結果からの課題や今後の方向性.....	10
(1) 調査結果概要.....	10
(2) 各種調査結果などからの重点課題.....	14
第3章 計画の基本的な考え方.....	15
1. 計画の基本理念.....	15
2. 基本視点.....	16
(1) 理解と支え合いによる自立生活の実現.....	16
(2) 協働による総合的かつ効果的な施策の推進.....	16
(3) 障がいのある人の主体性、自立性の確立.....	16
(4) とともに暮らせる生活環境の充実.....	16
3. 基本目標.....	17
(1) 理解と支え合いによる意識づくり.....	17
(2) 自分らしく暮らしていくための支援体制づくり.....	17
(3) 自立をめざし、ライフステージに応じた環境づくり.....	17
(4) すべての人にやさしいまちづくり.....	17
4. 施策の体系.....	18

第4章 施策の展開.....	19
1. 理解と支え合いによる意識づくり.....	19
(1) 広報啓発の充実.....	19
(2) ボランティア活動の推進.....	23
2. 自分らしく暮らしていくための支援体制づくり.....	25
(1) 相談・情報・コミュニケーション手段の充実.....	25
(2) 生活支援の充実.....	27
(3) 保健・医療の充実.....	31
(4) スポーツ・文化活動などによる社会参加の促進.....	35
3. 自立をめざし、ライフステージに応じた環境づくり.....	37
(1) 教育・療育の充実.....	37
(2) 就労支援の推進.....	39
4. すべての人にやさしいまちづくり.....	40
(1) 生活環境の整備.....	40
(2) 防災・防犯対策の充実.....	43
第5章 推進体制の整備.....	45
1. 市内の推進体制.....	45
2. 地域との連携.....	45
3. 国・府の関連計画との整合.....	45
4. 計画の進行管理.....	45
資料編.....	46
1. 京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱.....	46
2. 京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会名簿.....	47

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と目的

近年、高齢化の進行に伴う身体障がいのある人の数の増加や障がいの重度化・重複化の傾向、また、社会・経済状況などの変化による心的ストレスを要因とした精神障がいのある人の数の増加もみられ、障がいのある人を取り巻くニーズは多様化しており、障がいの状況に応じた施策の充実が急務となっています。

障がい者施策に関するわが国の流れを振り返ると、そうした障がいのある人を取り巻く社会環境の変化や、関係法制度の相次ぐ改正を踏まえ、平成15年度から平成24年度までの10年間を計画期間とする「障害者基本計画」及び、その重点施策実施5か年計画「障害者プラン」が策定されています。京都府においても、平成17年度から平成26年度までを計画期間とする「京都府障害者基本計画 キラリ☆21～それぞれの明日、京都から～」が策定されています。

本市においては、平成9年度に「第1期京田辺市障害者基本計画」を策定し、「障がいのある人も障がいのない人と同じように生活し、社会生活のあらゆる分野に平等に参加、活動できる社会の実現を図るため、『ノーマライゼーション』と『リハビリテーション』の理念に基づき、障がいのある人の『完全参加と平等』を目指す」を基本理念とし、障がい者施策の充実に取り組んできました。また、平成18年度に障害者自立支援法が施行されたことを受け、「第1期京田辺市障害福祉計画」を策定し、障がいのある人に対するサービス提供体制の充実に取り組んできました。

本計画は、これまでの国・京都府及び本市の障がい者施策の流れを踏まえ、「すべての人が自分らしく暮らしていけるまち」を基本理念とし、今後の本市における障がい者施策全般の目標及び方向性を明らかにしたものです。また本計画は、昨年度に策定された、「第2期京田辺市障害福祉計画」との整合性にも留意して策定を行いました。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法的な位置づけなど

この計画は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 9 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、国の「障害者基本計画」及び「京都府障害者基本計画 キラリ☆ 21～それぞれの明日、京都から～」を基本に、京田辺市における障がい者施策全般にかかわる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。

また、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」である「京田辺市障害福祉計画」と調和が保たれたものとします。

#### ■障害者基本計画と障害福祉計画の位置づけ

##### ・ 障害者基本法第 9 条第 3 項

「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。」

##### ・ 障害者自立支援法第 88 条第 1 項

「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。」

#### ■障害者基本計画と障害福祉計画の位置づけ

##### 障害者基本計画

障がい者施策全般にかかわる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障がいのある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

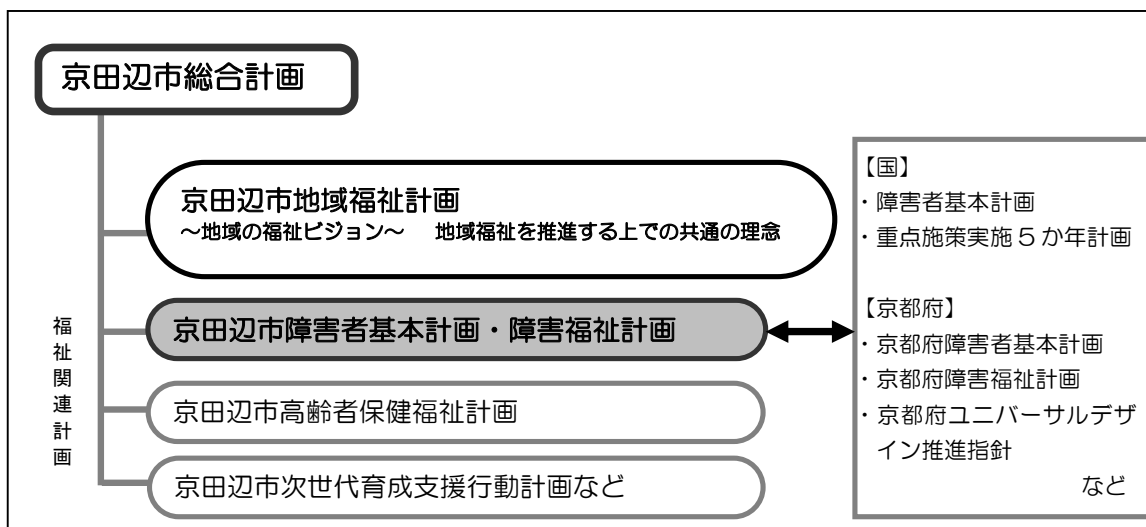
##### 障害福祉計画

障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策などを定めた計画です。「障がい福祉に関する事業計画」という位置づけになります。

## (2) 他計画との関係

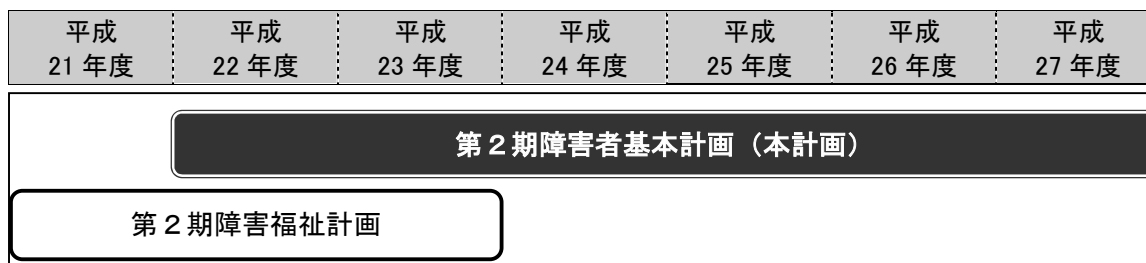
障害者基本計画は、障害者基本法第9条第3項に、障害福祉計画は障害者自立支援法第88条に規定されており、ともに市町村に策定義務のある計画です。両者の関係は、障害福祉計画が障害者基本計画の実施計画として、障がい福祉サービス分野の具体的な数値見込などを規定することとなっています。また、これらの計画は、市の総合計画のもと、市の地域福祉計画と互いに補完しながら市の方針を規定することとなっています。

### ■他計画との関係



## 3. 計画の期間

本計画は、平成22年度から平成27年度までの6年間とします。ただし、障害者自立支援法の改正などがあった場合は、必要に応じ見直しを行うものとします。



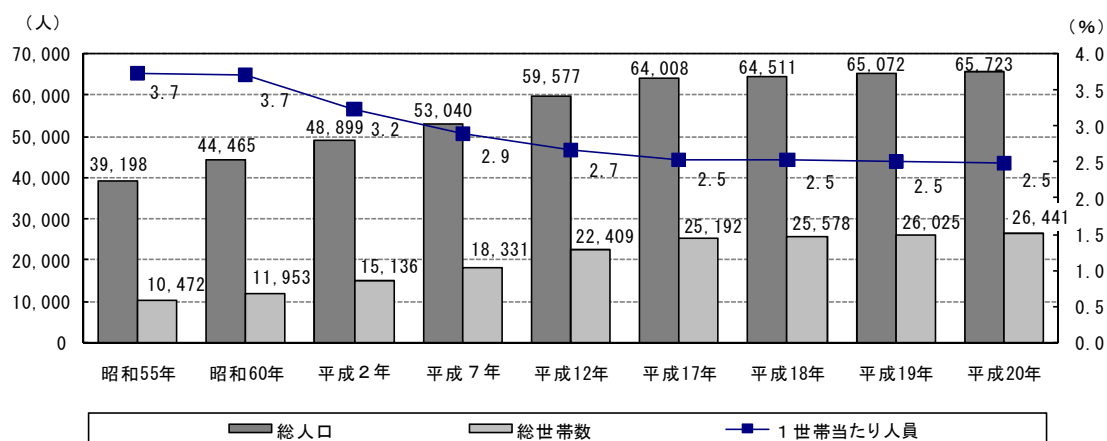
## 第2章 京田辺市の現状

### 1. 人口及び障がいのある人の状況

#### (1) 総人口・総世帯数の推移

本市の総人口は、平成18～20年においても増加を続けています。また、1世帯あたりの人員については、平成7年に3人を割り、平成20年においては2.5人となっています。

#### ■ 総人口・総世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※平成18～20年については国勢調査を基にした推計調査の値

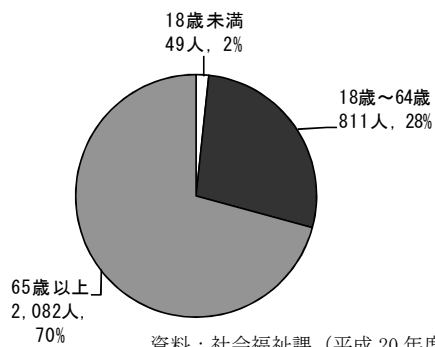


## (2) 身体障がいのある人の状況

■平成20年度末における年齢別手帳所持者数・割合

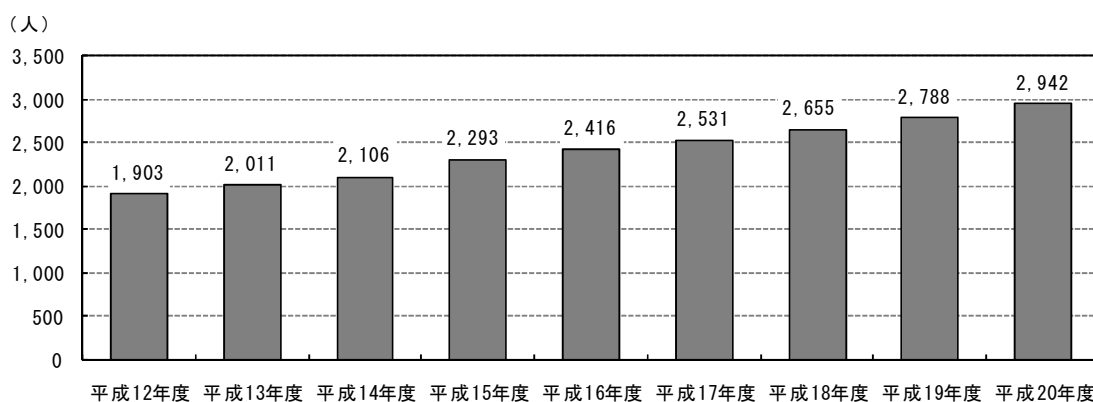
### ① 身体障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は、年々増加傾向にあります。平成20年度末においては、65歳以上の手帳所持者数が最も多くなっています。



資料：社会福祉課（平成20年度末）

■身体障害者手帳所持者数の推移

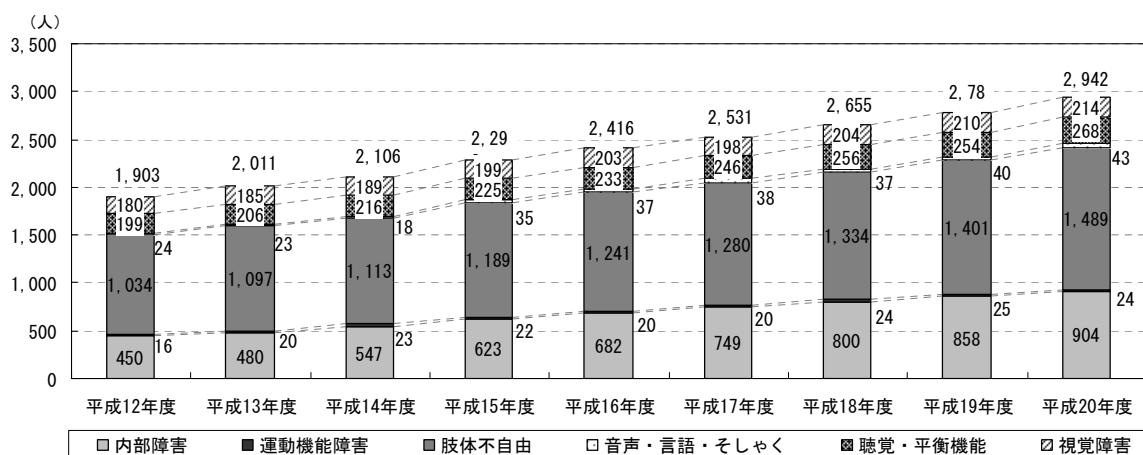


資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

### ② 障がいの種別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の障がい種別の推移では、平成20年度末では肢体不自由が1,489人と最も多く、次いで内部障害の904人となっています。他の障がい種別の手帳所持者数に目立った変化がない中、肢体不自由及び内部障害は顕著な増加を示しています。

■障がいの種別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

### ③ 身体障害者手帳所持者の重度率の推移

1級及び2級の身体障害者手帳所持者数に占める割合は、平成20年度において42.7%となっています。平成15年度以降は低下傾向にありましたが、平成20年度で増加になっています。

■身体障害者手帳所持者の重度率の推移

単位：%

年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
重度率	43.2	43.4	44.1	44.2	43.2	43.0	42.8	42.6	42.7

資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

### ④ 年齢別の構成

平成20年度末現在、1級及び2級の重度率は、18歳未満が63.2%と最も高い割合を示しています。幼少期に手帳を所持するケースについては重度障がいであることが考えられます。

■年齢3区分別障がいの程度の状況

単位：人・%

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
18歳未満	20	11	9	5	0	4	49
	40.8	22.4	18.4	10.2	0	8.2	100
18～64歳	232	129	125	192	73	60	811
	28.6	15.9	15.4	23.7	9.0	7.4	100
65歳以上	530	335	410	526	128	153	2,082
	25.5	16.1	19.7	25.3	6.1	7.3	100
計	782	475	544	723	201	217	2,942
	26.6	16.1	18.5	24.6	6.8	7.4	100

■年齢3区分別障がいの種別の状況

単位：人・%

	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	運動機能	内部	計
18歳未満	0	10	1	25	6	7	49
	0	20.4	2.0	51.0	12.2	14.3	100
18～64歳	69	53	12	419	15	243	811
	8.5	6.5	1.5	51.7	1.8	30.0	100
65歳以上	145	205	30	1,045	3	654	2,082
	7.0	9.8	1.4	50.2	0.1	31.4	100
計	214	268	43	1,489	24	904	2,942
	7.3	9.1	1.5	50.6	0.8	30.7	100

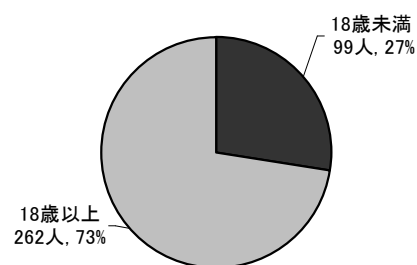
資料：社会福祉課（平成20年度末）

### (3) 知的障がいのある人の状況

#### ① 療育手帳所持者数の推移

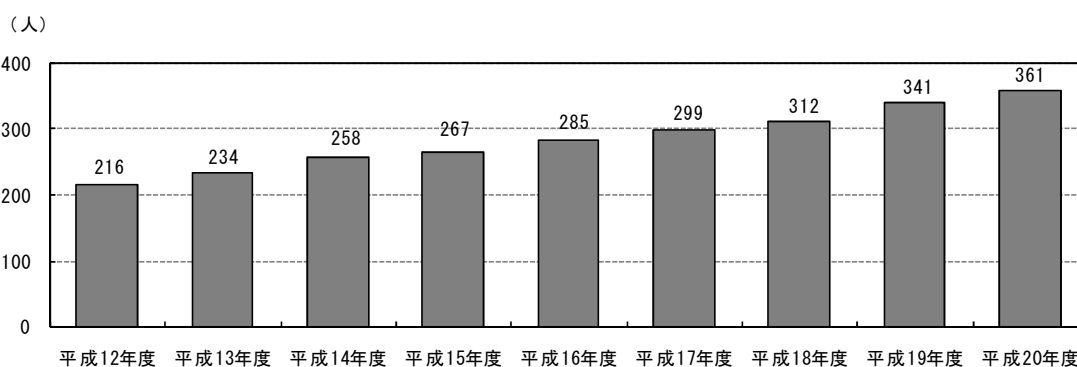
本市の療育手帳所持者数は、年々増加傾向にあり平成 20 年度末では 361 人となっています。

■平成 20 年度末における年齢別手帳所持者数・割合



資料：社会福祉課（平成 20 年度末）

#### ■療育手帳所持者数の推移

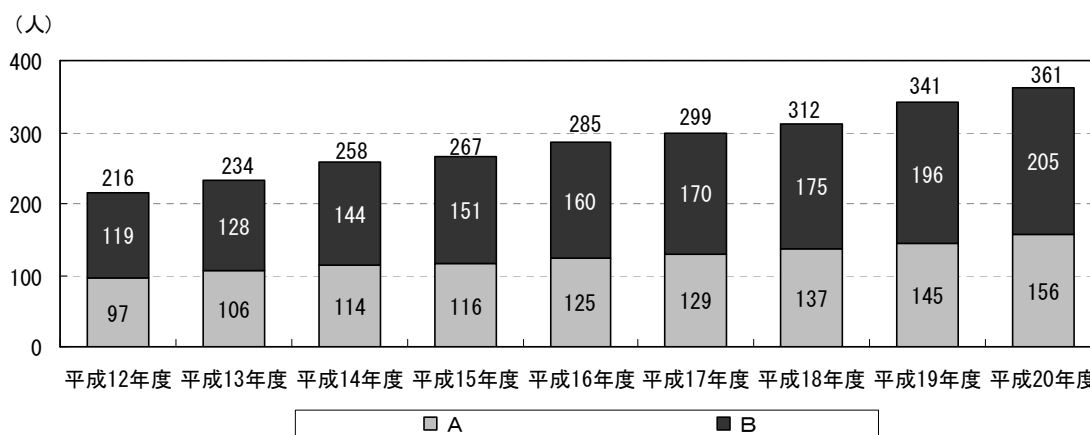


資料：社会福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

#### ② 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

障がいの程度では、軽度及び中度（B判定）の人の伸び率が高く、平成 20 年度末現在で 205 人となっています。

#### ■障がいの程度別療育手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

### ③ 療育手帳所持者の重度率の推移

重度（A判定）の療育手帳所持者数に占める割合は、平成20年度において43.2%となっています。平成15年度以降、増減を繰り返しています。

■療育手帳所持者の重度率の推移

単位：%

年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
重度率	44.9	45.3	44.2	43.4	43.9	43.1	43.9	42.5	43.2

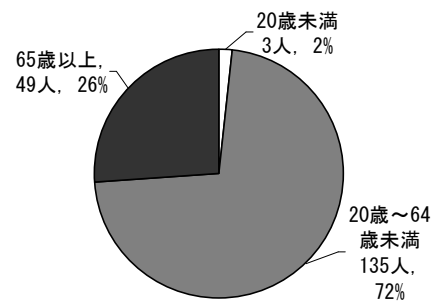
資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

## （４）精神障がいのある人の状況

### ① 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

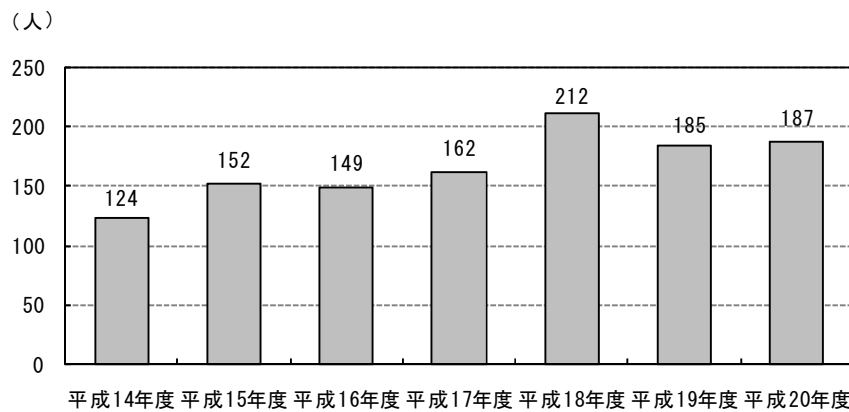
本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成18年度に212人と前年度に比べ大きく増加しています。これは、障害者自立支援法の施行に伴い、精神障がいのある人が福祉サービスを利用する機会が増加したため、円滑なサービス利用を目的として取得するケースが多くなったと考えられます。

■平成20年度末における年齢別手帳所持者割合



資料：社会福祉課（平成20年度末）

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



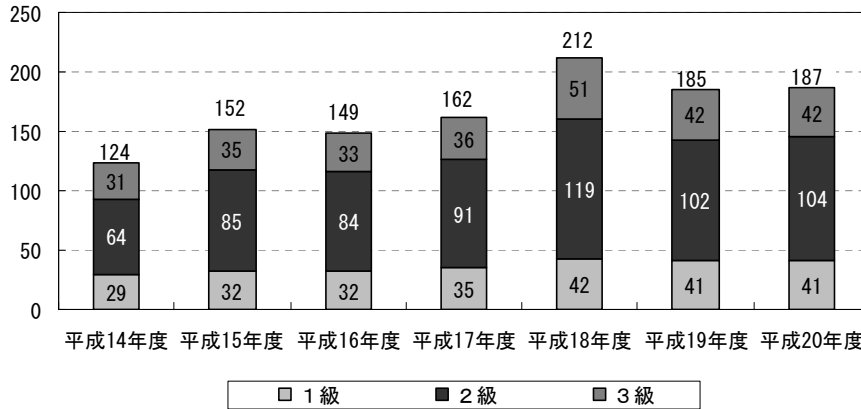
資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

## ② 障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成 20 年度末現在、精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別では、1 級（重度）の人が 41 人で、手帳所持者総数に占める 1 級（重度）の人の割合が 21.9%となっています。

### ■障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(人)



資料：社会福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

### ■精神障害者保健福祉手帳所持者の重度率の推移

単位：%

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
重度率	23.4	21.1	21.5	21.6	19.8	22.2	21.9

資料：社会福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

## ③ 通院医療費の公費負担状況

通院医療費（平成 18 年度以降は自立支援医療（精神通院医療））から精神障がいのある人の状況をみると、平成 20 年度末現在では 627 人で、精神障害者保健福祉手帳所持者の約 3.4 倍となっています。また、平成 14 年度以降受給者は増加傾向あり、平成 20 年度では減少しますが、20 歳から 64 歳までの年齢層が最も多く受給しています。

### ■通院医療費の公費負担状況（平成 18 年度から自立支援医療（精神通院医療）になっています。）

年度	人数
平成 14 年度	267
平成 15 年度	350
平成 16 年度	402
平成 17 年度	590
平成 18 年度	614
平成 19 年度	636
平成 20 年度	627

年齢	人数
20 歳未満	33
20～64 歳	481
65 歳以上	113
計	627

資料：社会福祉課（平成 20 年度末）

資料：社会福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

## 2. 各種調査結果からの課題や今後の方向性

### (1) 調査結果概要

京田辺市の障がいのある人を取り巻く課題や今後の方向性を把握するため、昨年度に調査した障害者手帳所持者に対するアンケート調査、また障がい者団体・事業所や関係機関、庁内の関係各課を対象に前回計画の施策に沿った状況把握調査を行いました。

#### ① 理解と交流の促進

##### 【障がいのある人に対するアンケート調査】

障がいのある人がよりよく暮らすために必要なこととして、市役所からの福祉に関する情報量の充実とわかりやすい情報提供と考える人が多い。

##### 【障がい者団体など調査】

各種研修などの開催や情報誌の発行により、障がいのある人に対する理解や交流機会の促進が図られている。多様なニーズへの対応やボランティア人材の確保が課題。

##### 【関係各課調査】

あらゆる広報媒体を用いて周知を図っていく。一方、広報紙や交流イベントにおいては内容の工夫が必要であり、効果的な広報活動や活発的な交流活動を行うことが課題。

##### 【発達障がい・児童関係機関調査】

発達障がいに関しては、周りの人が障がいとして認識していない場合があり、理解が十分に得られていない現状がある。また、ケース支援の連携はもちろんのこと、発達障がいの啓蒙活動・人材育成にあたってセンターの積極的活用が求められる。

#### ② 生活環境の整備

##### 【障がいのある人に対するアンケート調査】

外出の際に困ることとして、身体障害者手帳所持者では「特にない」と回答している人が約45%で最も多くなっているが、「バスや鉄道などが利用しにくい」や「建物の設備が利用しにくい」などの回答があり、バリアフリーに関する課題がある。

##### 【障がい者団体など調査】

バリアフリー化の不十分さに対する意見が多い。また、情報不足や個人情報の問題が障がいのある人との関わりや行動支援の妨げの一因となっている。行政、家族、団体が連携を図り、情報を共有することによる支援体制の強化が必要。

#### 【関係各課調査】

バリアフリー基本構想において重点整備地区として選定された地区においては、一体的かつ総合的なバリアフリー施策の推進を図ることになり、各施設（道路、公園、鉄道、多くの人が利用する建築物）の管理者に対してバリアフリー化の推進を求めていくこととなる。防災・救急については、安全・安心に暮らすためにより充実した支援体制が必要である。

### ③ 福祉サービスの充実

#### 【障がいのある人に対するアンケート調査】

相談支援やニーズに応じた日常生活のサポート体制の充実が必要。また、身近な相談サービスの充実や安否確認・権利擁護など、見守り体制の構築が必要。

#### 【障がい者団体など調査】

重層的な相談支援体制の構築や相談事業から福祉サービスの提供につなげていくためのネットワーク機関の連携が課題。今後も総合相談窓口の充実や関係機関の連携が必要。

#### 【関係各課調査】

各種団体・関係機関との連携による支援体制の構築が課題。福祉サービスの情報提供の充実とともに、相談支援体制の強化を図る。

#### 【発達障がい・児童関係機関調査】

専門スタッフが地域に出向いて専門療育のノウハウを伝え、将来的には地域での支援が可能になるように努める。また、手帳を取得しての福祉サービス利用の増加から、居宅（在宅）支援の需要が高まるとわれ、特に移動支援事業の充実が必要になってくると予想される。

### ④ 保健・医療の充実

#### 【障がいのある人に対するアンケート調査】

日常の生活に運動を取り入れた生活習慣の見直しが必要となっている。また、通院の回数が多い身体障がいのある人で医療費や交通費の負担感が高くなっている。

#### 【障がい者団体など調査】

市民への周知方法の検討が必要。また、関係機関との連携においても特に医療機関との連携強化が求められる。

#### 【関係各課調査】

地域リハビリ推進会議などの関係機関との連携の充実を図る。一方、各種健診やセミナーなどの内容の充実や事業の周知方法の工夫が課題。

#### **【発達障がい・児童関係機関調査】**

医療的ケアが必要な重症心身障がいのある児童については、地域で支える資源がなく孤立しがちであるため、社会資源の開発、人材の養成などを行い、地域力を高めることが必要。

### **⑤ 特別支援教育の推進**

#### **【障がいのある人に対するアンケート調査】**

障がいの特性やライフステージに応じた保育・教育の充実が必要。

#### **【障がい者団体など調査】**

早期発見・早期養育の充実を図り、生涯を見通した特別支援教育の推進体制の整備が課題である。就学後も適切な療育を行える場所や相談窓口の確保が必要。

#### **【関係各課調査】**

特別支援学校などとの連携を図り、卒業予定者の進路指導の充実を図る。一方、社会教育に関しては、講座内容や手話通訳者などの派遣による事業支援の充実が課題。

#### **【発達障がい・児童関係機関調査】**

障がいのある児童への支援については、本人の支援はもちろんのこと、保護者への支援が必要になり、「家族の社会参加」の支援が重要になってくる。

### **⑥ 雇用・就労の促進**

#### **【障がいのある人に対するアンケート調査】**

就労支援においては、それぞれの障がいの状態に応じた対策とともに、新たな就労施策・就労形態などの検討が必要。

#### **【障がい者団体など調査】**

就労の場や機会の確保が求められている。それに付随して移動支援の充実や企業への雇用促進、障がいのある人の雇用に対する理解が課題。

#### **【関係各課調査】**

障害者雇用支援月間などを利用し、障がいのある人の雇用に対する啓発を行う。一方、雇用に関する機関との連携不足が課題。

#### **【発達障がい・児童関係機関調査】**

発達障がいのある人が利用できる就労継続支援 A 型事業所のニーズが高いため必要である。また、社会で生活していくために様々な行動のルールやマナーなどを訓練する SST（社会生活技能訓練）は就労だけでなく、生活全般に関わる訓練であり、このような訓練が広く行われるようになることが必要。



⑦ スポーツレクリエーション・文化・芸術活動の振興

**【障がいのある人に対するアンケート調査】**

療育手帳所持者では、特に趣味やスポーツなどの集まり、生きがいつくりの活動への意向が高くなっている。

**【障がい者団体など調査】**

資源の足りなさやすべての障がいのある人が参加できるような内容の改善が課題。今後、地域の人などとの交流を促進し、障がいに対する理解を深めることが必要。

**【関係各課調査】**

サークル活動の周知や活性化により、参加者の増加を図り、障がいのある人の社会参加を促進する。それにより作成された作品の展示の場などにより、障がいのある人への理解を深める。また、サークル員の募集の協力だけではなく、支援するボランティアの人材確保が課題。

⑧ 推進体制の整備

**【障がい者団体など調査】**

市と府が連携をとり事業者把握や相談への適切な対応が必要。計画策定後の定期的な実施状況チェックや計画の改善を行える機関の設置が求められる。

**【関係各課調査】**

他の計画との整合や関連組織との連携により、障がい福祉施策の充実を図る。また、庁内間の連携を図り、全庁的に取り組んでいく。

**【発達障がい・児童関係機関調査】**

発達障がいのある人は今後増えていくと予想されるため、専門機関だけの支援ではなく、ネットワークでの支援の強化に努める。

## (2) 各種調査結果などからの重点課題

各種調査結果などをまとめると、以下の4つの重点課題にわけられます。

### ① 障がいのある人や障がいそのものに対する理解と支え合い

本計画では、障害者基本計画の理念である「ノーマライゼーション」や「リハビリテーション」、また、それらを包括する新たな理念として「ユニバーサルデザイン」が考えられています。障がいのある人が自立して生活していくためや地域の人で支え合っていくためには、福祉施策などの行政施策もありますが、まずは障がいのある人の状況や障がいそのものへの理解が必要になってきます。

### ② 生活に係る支援体制の充実

障がいのある人の生活に係る支援として、相談支援や情報提供の充実があげられます。また、福祉・保健・医療に関する支援の提供体制の構築も求められます。障がいのある人を支援するためのさまざまな施策や事業を偏りなく総合的に提供していく支援体制の強化が必要です。

### ③ 自立に向けた行動支援の確立

障がいのある人一人ひとりが、自らの障がいの状態に応じた自立した生活が送れるようにするには、子どものころから、持てる能力や可能性を最大限に引き出すための教育の充実が重要になってきます。また、障がいのある人が地域で自立した生活をしていくためには、就労は非常に大切なことです。就労は、社会参加、社会貢献、生きがいにつながり、生活の質の向上のために重要になってきます。さらに、企業など受け入れる立場の人への理解や啓発がなければ雇用に結びつかず、そのためのネットワークづくりも必要になります。

### ④ 障がいのある人を取り巻く環境の整備

「ユニバーサルデザイン」を総合的な考え方としつつも、大前提として「バリアフリー」があります。本市の「バリアフリー」は完全に整備されていないのが現状です。「ノーマライゼーション」の考えのもと、あらゆる人がともに住み、ともに生活できるような社会を築くため、バリアフリー化の進行をめざした環境整備が求められます。また、ハード面以外に、地域での防災や見守り体制の構築など、ソフト面からの環境支援も重要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

障がいのある人もない人もひとりの人間として人権が尊重され、一人ひとりが望む生活を主体的に選択できる社会づくりが必要です。

このことは、障がいのある人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、人々が自分らしい生き方を選択でき、相互に個性を尊重し合いながら、身近な地域で支え合い・助け合いながら、生活していく社会を実現していくことです。

一方で、これからのまちづくりの方向として、一人ひとりのさまざまな特性、多様性を認め合い、お互いに尊重し合いながら、誰でも安心して快適に過ごすことが当たり前のできる社会「ユニバーサル社会（ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>の考え方を基本とする社会）」が総合的な考え方としてあります。「ユニバーサル社会」を実現するために、「バリアフリー」が前提となり、それに向けた「リハビリテーション」や「ノーマライゼーション」の考え方の定着や進展が必要になってきます。誰もが社会に参加し自由に行動することで、それぞれの個性を表すことができ、それを活かすことによって独自の地域づくりにつながっていくと考えられます。

こうした視点に立ち、本計画では障がいのあるなしに関わらず、すべての人がそれぞれの望む生活や自主的に参加していける社会をつくり、住み慣れた地域でこれからも暮らしていけるようなまちをめざすため、計画の基本理念を以下のように定めます。

**すべての人<sup>\*</sup>が自分らしく<sup>\*</sup>暮らしていけるまち<sup>\*</sup>**

※ユニバーサルデザインとは、年齢、性別や障がいの有無にかかわらず、すべての人が安全・安心で利用しやすいように製品や建造物、生活空間、サービスなどをデザインすることとそのプロセスをさします。

※「すべての人」は、障がいがあってもできるだけ障がいのない人と同じように社会参加していけることを意味しています。

※「自分らしく」は、人それぞれによって障がいの程度が異なり、できることにも違いが生じることから、それぞれが持てる力を最大限に活かすことを意味しています。

※「暮らしていけるまち」は、障がいがある人も不自由なく行動できることと、社会参加の促進を意味しています。

## 2. 基本視点

### (1) 理解と支え合いによる自立生活の実現

地域の中で、障がいのある人とない人が、お互いに理解し、助け合い、協力し合いながら生活する社会が求められています。

このため、すべての障がいのある人と、障がいのない人との相互理解と交流を深め、障がいのある人が地域の中で自立し、地域の人々とともに生活できるまちづくりが重要です。

### (2) 協働による総合的かつ効果的な施策の推進

障がいのある人の障がいの状況や考え方は多様化しているため、それぞれのニーズに合った生活の支援が求められます。また、さまざまなサービスを連携をもちながら総合的に提供することが求められます。

このため、一人ひとりの状況に対応した総合的な支援が行えるような仕組みづくりが重要です。

### (3) 障がいのある人の主体性、自立性の確立

障がいの状態や障がいのある人を取り巻く環境などに応じて、さまざまな形や場合があり、主体的に地域の中で自分らしく生きるためには、障がいのある人が社会に参加していく自立の視点が重要です。

### (4) とともに暮らせる生活環境の充実

障がいのある人もない人もともに一人ひとりの尊厳や権利が尊重され、自立や社会参加を実現していくため、ユニバーサルデザインの考えにもとづいたまちづくりを推進し、すべての市民が生活しやすい環境づくりが重要です。

### 3. 基本目標

#### (1) 理解と支え合いによる意識づくり

障がいのある人が身近な地域で生活していくためには、誰もがともに生活できる地域づくりが必要です。そのためには、市民の障がいそのものに対する理解や障がいのある人への理解を深めていくことが大切です。

こうした意識を高めていくため、広報・啓発をはじめ、交流やふれあいの機会などを活用し、子どもたちからの人権教育や福祉に関する教育などを推進します。

#### (2) 自分らしく暮らしていくための支援体制づくり

障がいのある人が自分らしい生活を安心して送ることができるためには、地域社会全体で支えていくことが大切です。

そのためには、障がいのある人が地域生活を送るにあたってのさまざまな課題とともに考え自ら取り組んでいけるような相談支援体制の充実をはじめ、日中活動の場や生活の場などを確保できるよう、保健・医療・福祉、その他の分野との連携のもと相談支援や情報提供、障がい福祉施策などの充実を図ります。

#### (3) 自立をめざし、ライフステージに応じた環境づくり

障がいのある人一人ひとりが社会の一員として、生きがいをもって生活できることが大切です。

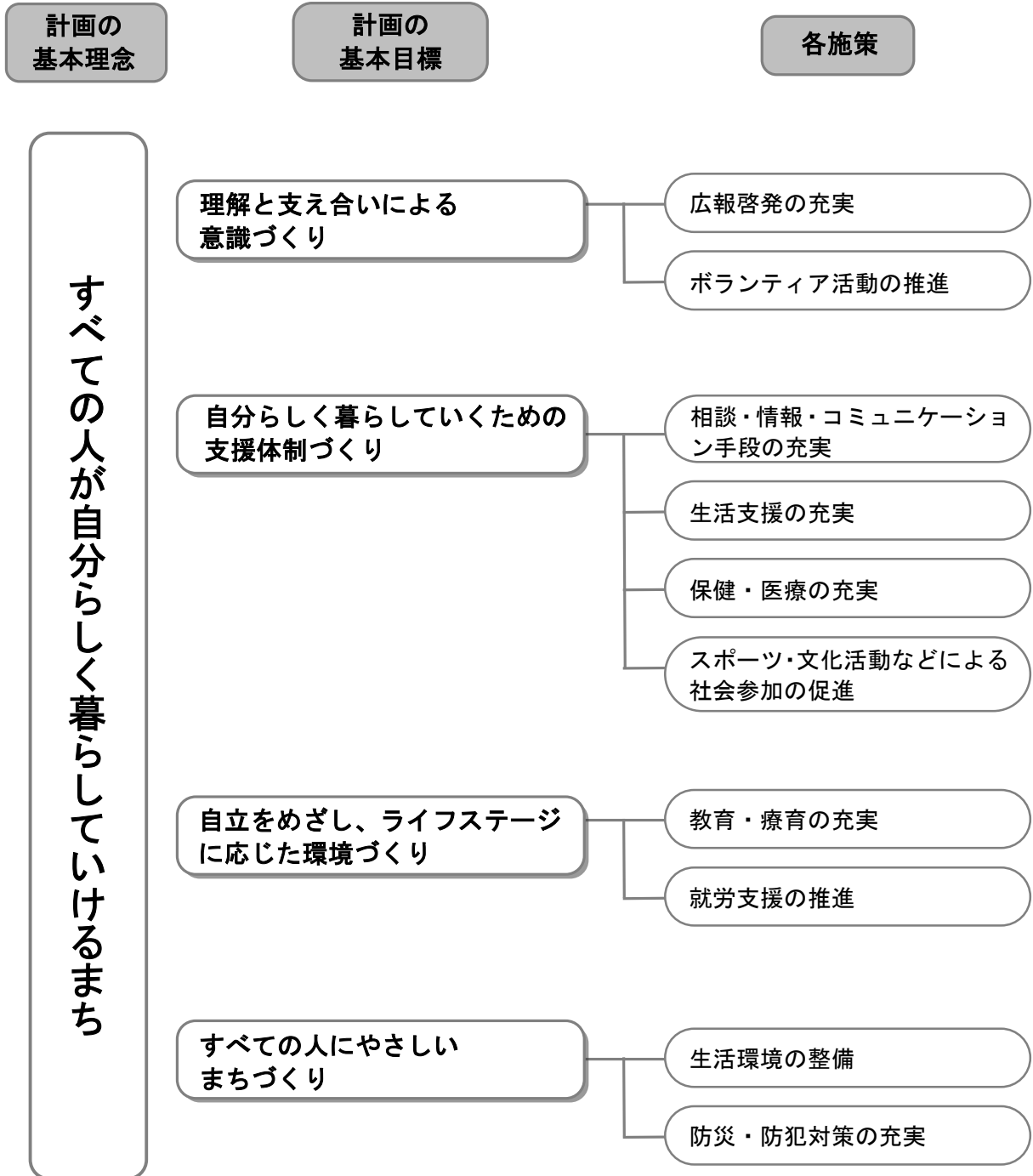
そのためには、障がいのある人のライフステージに応じて、もてる力を十分に発揮できるように、乳幼児期から成人期までを見据えた教育、就労などに対する支援体制の充実に努めます。

#### (4) すべての人にやさしいまちづくり

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活していくため、誰にとっても暮らしやすいまちをめざし、道路・公共交通機関・市営住宅等の建築物などのバリアフリー化をはじめユニバーサルデザインに基づき、誰もが利用しやすいよう、各種施設・設備の整備に努めます。

一方、障がいのある人が災害や犯罪などの被害に巻き込まれることを防ぐ仕組みづくりに努め、災害や犯罪の心配のない安全・安心なまちづくりを推進します。

## 4. 施策の体系



## 第4章 施策の展開

### 1. 理解と支え合いによる意識づくり

#### (1) 広報啓発の充実

##### 【現状と課題】

平成16年に障害者基本法が改正され、基本的な理念の規定に「何人も障害者に対して、障害を理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と明記されるなど、障がいのある人に対する差別の防止と権利の擁護がより一層重要となっています。

本市では、障がい者団体と協力して街頭での啓発活動や広報紙などにより広く市民に啓発を行っています。また、スポーツ・レクリエーション大会や地域交流行事を開催し、障がいのあるなしや障がいの種別と関係なく、さまざまな人たちの間で交流が行われています。今後も障がいのある人が地域でともに生活していくためにも、さまざまな人との交流機会をもちながら、障がいや障がいのある人への理解を深めていくことが大切です。

一方、福祉に関する啓発としては、学校、職場などへの啓発用ビデオテープの貸出しや市民を対象とした人権教育学習会、また障がいを疑似体験できる機会を設けています。こうした体験を通して障がいへの正しい理解の促進と自分にできることを探し、進んで行動する態度を養う指導を行っています。今後もこうした福祉に関する啓発の一層の推進やボランティア人材の増員を図ることが必要となっています。

##### 【今後の方向性】

啓発活動を推進し、障がいに対する理解の促進に努めます。

また、広報紙やホームページ、情報メディアなどの効果的な活用を図り、より多くの市民に対し、障がいに関する理解の促進と人権尊重意識の向上を図ります。

さらに、関係機関との連携により、障がいのある人とない人がともにスポーツ・レクリエーション大会や地域交流行事などの交流機会に参加し、交流を促進することのできる体制づくり及び啓発活動の充実を図ります。

## 【取り組み内容】

### 1) 理解と啓発の促進

#### ① 広報・啓発活動の推進

広報紙やその内容をカセットテープに録音する「声の広報」やホームページなどあらゆる広報媒体を活用し、障がいのある人に配慮した各種行事や新規事業の情報を提供します。

#### ② 冊子・パンフレットなどによる啓発

人権啓発冊子の作成や障がい福祉に関するパンフレット作成の検討を行い、市民の障がい福祉に関する意識向上を図ります。

#### ③ 市民の交流を図るスポーツ大会の開催

障がいのある人に対する理解を促進するため、スポーツ大会などの活動を行います。障がいのある人とふれあうことによって、障がいの実情を知ってもらい、理解と認識を深めます。

#### ④ 地域交流行事などへの参加支援

「障害者教室」「スポーツ教室」などの内容を工夫し、障がいのある人自身が積極的に地域の事業や催しに参加していけるように支援します。



## 2) 福祉に関する教育の推進

### ① 学習機会の充実

保育所・児童館などにおいて、障がいのあるなしに関わらずさまざまな児童が接することによって、自然に障がいを理解し合う環境づくりを促進します。また、情報提供など障がい者団体と連携して、市や府主催の各種研修会への障がいのある人やボランティアの参加者の拡充を図ります。

### ② 福祉に関する教育の充実

市民を対象とした人権教育学習会やPTAなどの研修会において、今後も障がいのある人を取り巻くさまざまな問題を人権問題の重要な柱の一つとして位置づけ、学習機会の拡充に努めます。また、小中学生対象に福祉施設での体験学習や総合学習時間における福祉に関する教育を実施するとともに、今後のあり方について検討していきます。

### ③ 市民への理解・啓発

手話教室や点字講座を実施し、手話や点字に関する知識の普及、向上や手話などの普及に努めるとともに、聴覚・視覚障がいのある人に関する理解の促進を図ります。

### ④ 関係機関との連携

社会福祉協議会と連携して福祉に関する教育の推進と、市民の福祉意識の高揚に努めます。また、市民参加による事業の推進や小地域単位での事業の促進を図ります。

### 3) 交流・ふれあいの場の充実

#### ① 市民の交流を図るスポーツ大会の開催

「京田辺市障害者スポーツ大会（友遊フェスタ）」の実施により、大会参加者にスポーツ活動の場の提供を行い、市民の障がいのある人に関する理解と認識を深めます。また、大会を通じてさまざまな障がいのある人の交流を図ります。

#### ② 地域交流行事などへの参加支援

文化祭や運動会など障がいのある人との交流・ふれあいの場において、手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、点訳奉仕員、介助ボランティアなどの配置やプログラムの工夫など、参加者のための条件や環境の整備に努めます。また、「障害者スポーツ教室」の内容を工夫し、参加者の拡大を図るとともに、実施回数の増大や「高齢者スポーツ教室」との連携を図っていきます。

#### ③ 交流教育の推進

保育所・幼稚園・学校にて、日々の生活の中での助け合いを通じて、すべての児童が障がいのある人を正しく理解できるような教育を行います。

## (2) ボランティア活動の推進

### 【現状と課題】

障がいのある人が身近な地域で自立した生活を送れるよう、地域でのきめ細かな支援体制を整備することが必要です。

こうした地域での支援体制の整備に向けて、本市では「京田辺市地域福祉計画」を策定し、地域における福祉活動の推進に取り組んでいます。

ボランティア活動については、社会福祉協議会によりボランティアバンク登録の推進やボランティアグループの研修・育成などさまざまな活動支援が行われています。今後もこうした研修会などを通じて知識の向上を図っていただくとともに、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと連携しながら地域福祉活動・ボランティア活動を推進していくことが求められています。

こうした中、ボランティア活動への関心や参加意欲の高まりにより、ボランティア活動を志す人が増加していますが、活動する機会を提供し、ボランティア同士が気軽に交流できる活動の場の充実が必要となっています。また、障がいのある人自身も社会の一員として、ボランティア活動に参加し、社会貢献していける様な体制づくりや青少年のボランティア活動の組織化が課題となっています。

今後もボランティアの組織化と育成を支援し、地域福祉活動の推進を図ることが大切です。

### 【今後の方向性】

関係団体との連携のもと、市民のボランティアに対する意識向上をめざし、地域における活動ボランティアの人材の確保を図ります。

また、ボランティアグループの支援やボランティアリーダーの育成により、ボランティア活動のさらなる充実を図っていきます。

## 【取り組み内容】

### ① ボランティア活動の推進

ボランティア活動を支えていくため、活動支援の拠点として社会福祉協議会においてコーディネートを行うとともに、ボランティアグループの支援や市民のボランティア活動への参加の呼びかけ、ボランティアリーダーの養成を行っていきます。

また、市の施設などの活用を検討し、ボランティア活動の場の確保を推進していきます。

### ② 手話奉仕員などの養成

「手話奉仕員養成事業（手話教室）」「点訳奉仕員養成講座（点字教室）」の実施により、視覚・聴覚に障がいのある人の活動を支える幅広い人材の確保を図るとともに、市民の聴覚や視覚に障がいのある人への理解の促進を図ります。また、これら教室や講座の受講者がその後ボランティアとして活動していただけるよう講座内容の充実に努めます。

### ③ ボランティア意識の高揚

「体験型福祉啓発事業」による小中学生の体験学習や総合時間を利用した福祉に関する教育により、ボランティア意識の高揚を図ります。また、青少年のボランティア参加へとつなげていく工夫や改善がないかを検討していきます。

## 2. 自分らしく暮らしていくための支援体制づくり

### (1) 相談・情報・コミュニケーション手段の充実

#### 【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、障がいのある人やその家族、介助者などが抱えるさまざまな問題の解決に向けて、身近な地域で相談ができ、適切な支援へとつなげていく相談体制や、必要な情報が得られるよう、相談支援体制や情報提供の充実、コミュニケーション手段の確保が求められています。

本市では、相談支援事業を「障害者生活支援センターふらっと」で実施しています。それ以外にも「障害児（者）地域療育支援センターういる」で相談ができる体制をとっています。これらの相談支援事業所では、相談支援専門員が障がいのある人やその家族からの相談を受け、それぞれの抱えるさまざまな課題に対してともに考え、自ら取り組んでいくことを支援しています。さらに、日常の相談支援活動で把握された地域課題については、地域自立支援協議会で共有し、協議することで地域全体の相談支援体制のレベルアップをめざしています。

こうした専門機関による相談支援事業と社会福祉協議会、民生委員・児童委員の活動、障がい者団体の行う身近な相談活動との連携を図り、重層的で総合的な支援体制を地域でつくっていく必要があります。

一方、情報提供については、本市の取り組みとしてホームページにおける文字拡大と音声読み上げシステムの導入、障がい福祉施策については、各種施策・制度などの情報を掲載したパンフレットなどの配布やホームページでの情報掲載、また、字幕情報受信装置の設置を行っています。そのほかにも、点字や紙に張りつけられたコードを専用の読み上げ装置で読み取ると、記載されている文章を音声で聞くことができるコード（SPコード）付き文書を用い、障がいのある人に配慮した情報伝達に努めています。

今後も情報提供の際には、ユニバーサルデザインに配慮するなど、情報がよりわかりやすく、確実に伝わるような手段を講じていく必要があります。

### 【今後の方向性】

障がいのある人が地域で安心して生活するために、そのときどきに応じた豊富な情報を円滑に提供し、誰もが入手しやすく、わかりやすい情報提供による情報のバリアフリー化を推進します。

また、福祉サービスの利用促進の観点から、福祉情報などの提供を行い、障がいに応じた情報提供について充実を図ります。

一方、相談やコミュニケーション手段に関しては、相談支援事業や手話通訳者派遣事業・点字奉仕員養成事業の充実を図り、障がいのある人が身近な地域において相談が受けられる体制の整備を進めます。

また、関係機関とのネットワークを形成し、相談窓口の充実を図ります。

### 【取り組み内容】

#### ① 相談支援体制の強化と相談関係機関との連携

相談支援を担う人材の育成や相談支援に関する周知を図ることで、相談支援事業を充実させ、障がいのある人のそれぞれの課題（ニーズ）に対してともに考え、自ら取り組んでいけるように手助けすることを基本として、地域生活でのさまざまな課題に対応した支援を行います。

#### ② 情報提供の充実

保健・医療・福祉のさまざまな施策や事業の円滑な情報提供に努めるとともに、点字やSPコード付き文書、手話通訳者や要約筆記者などを派遣することにより、障がいのある人に配慮した情報伝達を行います。

#### ③ コミュニケーション手段の確保

手話通訳者研修や派遣事業運営委員会の開催により、手話通訳者の人材の資質の向上や派遣事業の充実を図ります。

## (2) 生活支援の充実

### 【現状と課題】

障害者自立支援法の施行により、今まで障がいの種別により個別の法律で提供されてきた障がい福祉サービスが一元化され、また地域生活への移行と一般就労という障がい福祉施策の方向性に重点がおかれることになりました。

こうした中、本市では居宅における介護支援、外出時の移動中の介護支援、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練などの事業の充実に努めています。また、地域生活におけるきめ細かいニーズに対応するため、地域での障がいのある人の福祉に関する相談、日中における活動の場の確保、創作活動や生産活動の機会の提供などの事業を実施しています。

今後も、障がいのある人の多様なニーズへの対応や相談事業から福祉サービスへの提供につながるようなネットワークづくり、また、福祉サービスが利用促進されるよう人材の確保や障がいに応じた受け入れ体制を整えるなどのサービス提供基盤の整備が必要です。

とりわけ、入所施設から退所したり、病院から退院し、地域生活へ戻るニーズのある人にとっては、住まいの場となるグループホームやケアホームの整備促進が必要となっています。

また、サービス量の充実だけでなく、質の向上も求められており、今後、福祉事業に従事する人材の育成と資質の向上や、サービスに関する苦情・相談体制の充実なども必要です。

障がい福祉サービスに加えて、障がいのある人の生活を支える基礎となる障害基礎年金や特別障害者手当などの制度が活用されるよう、制度の周知なども必要となっています。

さらに、障がいのある人が自分らしく地域生活を送ることができるためには、権利や尊厳が保持されるように権利擁護の視点が大切です。

### 【今後の方向性】

障がいのある人が日常生活において必要なサービスが利用できるように、各種在宅福祉サービスの充実に図るとともに、保健・医療との連携のもと、障がいの状況に応じて、円滑にサービスが利用できるよう多様で質の高い効果的なサービス提供に努めます。

## 【取り組み内容】

### 1) 在宅福祉施策の推進

#### ① 訪問系サービスの充実

居宅介護をはじめとした訪問系サービスは、障がいのある人の居宅生活を支える基本となるサービスであるため、サービス量の確保とともに、障がいの状態に応じた適切なサービスが提供できるよう、質の向上を図ります。

#### ② 日中活動系サービスの充実

障がいのある人の地域における日中活動の場となる生活介護や就労継続支援、就労移行支援、児童デイサービスなどの充実を図ります。

#### ③ 居住系サービスの充実

障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、地域における居住の場の確保が必要であり、グループホーム（共同生活援助）、ケアホーム（共同生活介護）の充実を図ります。

#### ④ 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業の各事業におけるサービス量を確保するとともに、その充実を図ります。また、地域生活支援事業は市町村の創意工夫により事業内容を柔軟に設定できることから、障がいのある人のニーズに応じて事業内容を検討し、充実を図ります。

※地域生活支援事業とは障がいのある人が、その有する能力及び適性に応じ自立した生活や社会生活を営むことができることを目的に、市町村及び都道府県が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的な事業実施が可能である事業。

#### ⑤ 補装具費の支給

障がいのある人の身体機能を補完、または代替することで日常生活をしやすいようにするため、補装具費の支給の充実及び普及促進に努めます。

#### ⑥ 日常生活用具の給付

重度の障がいのある人（児童を含む）に対して浴槽・便器などの日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。



## ⑦ 障害基礎年金・各種福祉手当の支給

重度障がいのある人及びその家族の経済的負担を軽減する年金や手当などの制度の周知を図るため、広報紙やホームページなどによる情報提供や相談体制の充実を図ります。

### 2) 施設福祉施策の推進

#### ① 施設福祉施策の推進

施設との連携を図りながら、入所・通所者の支援や施設サービスの内容充実に努めます。また、施設サービスについての情報提供や相談体制を充実させてその活用を促進します。その他、地域自立支援協議会のネットワークを活用し、障がい福祉サービスの充実に努めます。

#### ② 障がいのある人の雇用・就労支援

事業所に対し各種助成を行うことにより事業運営を支援し、障がいのある人の機能訓練や就労及び社会参加の場の確保を図ります。また、障がい者施設製品の啓発・販売拡大を図ります。

### 3) 障がいの重度化・障がいのある人の高齢化への対応

#### ① サービスの量及び質の確保

重複障がいのある人に対応できる人材の育成を図るとともに、障がいのある人やその家族の高齢化に伴い、居住系サービスの需要が増加すると思われることから、グループホーム・ケアホームの整備を検討していきます。また、サービス提供に係る職員に対し各種研修への参加を促し、サービス提供者の質の向上に努めます。

#### ② 高齢者保健福祉計画及び次世代育成支援行動計画と連携した事業の推進

高齢者保健福祉計画及び次世代育成支援行動計画と連携を図りつつ、ニーズや受け入れ体制に配慮しながらサービスの相互利用を進めます。また、地域ケアネットワークの整備として配置された地域包括支援センターの機能強化を図り、地域福祉ネットワークを構築します。

#### 4) 権利擁護の推進

##### ① 権利擁護活動の推進

社会福祉協議会における「福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）」の周知と利用の推進を図ります。また、権利が侵害されやすい障がいのある人や高齢者などの生活を支援するため、本市で行っている法律相談や悩みごと相談、社会福祉協議会で行っている心配事相談などの充実を図ります。さらに、障がい福祉サービスの利用などの視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し「成年後見制度利用支援事業」の利用を推進します。

### (3) 保健・医療の充実

#### 【現状と課題】

健やかで心豊かに生活できることは、障がいのある人だけでなく、誰もの願いであり、こうした生活を送ることができるよう、適切な保健・医療の充実を図っていくことが求められています。

本市では、妊婦に対する定期健康診査や乳幼児の健康診査などを通じて、疾病の予防や異常の発見などにより早期治療・早期療育へとつながっていくよう支援しています。

また、障がいのある人やその家族に、保健師などによる訪問や相談事業を通じて、必要な情報提供を行うとともに、医療機関での治療や訓練、また、日常生活援助や社会復帰へとつながっていくよう支援などを行っています。

今後も、こうした取り組みを推進するとともに、保健・医療・福祉との連携を図り、障がいのある人が地域において安心して生活を送るための体制づくりが必要です。

難病患者などに関しては、府（保健所）や医療機関、家族会などの関係機関・団体と連携を図りながら、地域で自立した生活や社会参加ができるような支援の継続が求められます。

精神保健福祉施策の分野においては、ライフステージのどの時期においても生じるニーズや課題があります。小児期の情緒や精神発達上の問題から、精神障がいのある人の医療と福祉、加齢とともに生じるさまざまな課題への対応など、すべてのライフステージに関わっていくことが必要となります。

#### 【今後の方向性】

障がいの早期発見や療育・治療につながる健康診査などの充実をはじめ、関係機関との連携強化により、適切な対応が実施できるよう相談・訪問体制などの充実を図ります。

また、障がいのある人が身近な地域で適切な医療、リハビリテーションが受けられるよう、医療機関などとの連携を図るとともに、医療体制の充実とリハビリテーション体制の確立が図れるよう関係機関に働きかけていきます。

## 【取り組み内容】

### 1) 保健サービスの充実

#### ① 健康診査事業の推進

妊婦に対する定期健康診査、乳幼児に対する健康診査などを推進し、異常の早期発見、早期治療・療育・訓練へと必要な支援が適切につながっていくよう努めるとともに、医療機関や保健所などとの連携を図り、妊婦の健康管理や子どもの発達支援を行います。

特に、3歳6か月児の健康診査においては、身体・精神発達面の状況と併せて視力、聴力に関する検査を行い、異常の早期発見・早期治療へつなげていきます。

また、国保加入者への特定健康診査や子育て期や高齢者の健康診査などを推進し、疾病の予防と早期発見に努めるとともに、実施後の指導体制の整備を図ります。

#### ② 健康教育の推進

妊婦健康教室などのセミナーにおいては、妊娠中の過ごし方、食生活及び歯科指導、リラクゼーションなどを通じて、お産に伴う不安を和らげるとともに、流・早産、妊娠中毒症、低体重児出生などの予防を図れるよう保健指導を行います。

離乳食の指導など子どもの発育に応じた食事指導を通じて、将来の生活習慣病を予防するために、幼少期からの食育事業を積極的に推進します。また、子育て期や中高年における生活習慣病予防のために、適切な運動や食生活の習慣がつくられるよう保健指導を積極的に推進します。

#### ③ 相談・支援・療育体制の充実

保育所・幼稚園に入所（園）する児童については、発達相談員による巡回相談を定期的に行い担任への支援を行うとともに、保護者との連携・支援を継続的に図っていきます。

さらに、「児童デイサービス事業」においては、就学後も見据えて、障がいのある児童等が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活への適応や社会生活に参加できるよう療育の実施及び相談体制を推進するとともに、発達に応じた療育や相談体制が一貫して提供できるよう努めます。

難病対策については、専門医や保健所、関係機関と連携を図り、日常生活に関する相談を通じて支援サービスや利用方法に関する情報の提供に努めます。

#### ④ 保健事業基盤の整備

保健センターを活用し、市民の疾病予防・健康増進のための事業を実施します。

## 2) 医療・リハビリテーション体制の充実

### ① 医療・リハビリテーション体制の推進

障がいのある人の医療・リハビリテーションについては、医療機関などとの連携を強化し、適切な医療・リハビリテーションを受けることができるよう体制の充実を図ります。障がいの原因となる疾病などの予防・治療が可能なものについては、これらに対する医療サービスなどの情報提供に努めます。

さらに、障がいのある高齢者については、介護保険制度による在宅や通所のリハビリテーションなどを利用することから介護保険サービスの充実を図ります。また、ケース相談会議や地域リハビリ推進会議を充実し、個々の状況に応じた QOL（生活の質）の向上に努めます。

### ② 自立支援医療の給付

18 歳以上の身体障がいのある人の障がいを軽減または回復させるための手術や治療など、日常生活における適応能力を増進させるために必要な自立支援医療（更生医療）の給付を行います。18 歳未満の障がいのある児童においては自立支援医療（育成医療）、また、精神障がいのある人においては自立支援医療（精神通院）を受給できるよう関係機関と連携を図ります。

### ③ 福祉医療などの給付

重度障がいのある人の医療費自己負担金に対する助成を行い、経済的負担の軽減と保健福祉の増進を図ります。

### 3) 精神障がいのある人の福祉の充実

#### ① 精神障がいのある人に対する理解の促進

精神障がいのある人に対する理解を深めるため、保健所や府の精神保健福祉総合センターなどとの連携を図るとともに、研修会や「心の健康推進委員養成講座」などの広報を行っていき、精神障がいのある人に対する理解の促進を図ります。

#### ② 精神障がいのある人及びその家族のニーズの把握

保健所、医療機関、家族の会などとの連携を通じて今後もきめ細かく精神障がいのある人のニーズの把握に努め、そのときどきに応じた支援施策の検討を行います。

#### ③ 情報提供及び相談支援体制の整備

精神障がいのある人に身近な医療機関や社会復帰施設、公共施設の利用などに関する情報提供や保健所、障害者支援センターなどとの連携による相談支援体制の整備を図ります。

## (4) スポーツ・文化活動などによる社会参加の促進

### 【現状と課題】

障がいのある人やその家族が生きがいをもって暮らせるよう、障がいの重さや特性に応じた自らの関心のある活動に積極的に参加できる社会参加の促進が課題となっています。

多くの人たちとの交流やふれあいなどを通じて自己実現を図り、健康で生き生きとした生活が送れるよう、スポーツ・レクリエーションや文化活動の場の提供などの条件整備が必要となります。

本市ではスポーツ・レクリエーションとして、「京田辺市障害者スポーツ大会（友遊フェスタ）」の開催や障がい者団体の「卓球バレー」などのサークル活動を支援し、障がいのある人が活動できる場の充実に努めています。

障がいのある人のスポーツ・レクリエーションなどが多様化する中、今後も障がいの状況に合わせた参加しやすいプログラムや参加のきっかけづくり、各活動についての情報提供、活動を支える指導者やボランティアの人材育成など、推進基盤の充実に努めるとともに参加機会の拡充を進めていくことが大切です。

### 【今後の方向性】

スポーツ・レクリエーション、文化活動への参加を通じ、障がいのない人とある人との交流を促進する一方で、これらの活動によって自己の能力を磨き、充実感や生きがいを感じられるよう、参加機会の一層の拡充に取り組むとともに活動を支える指導者やボランティアの養成や障がいのある人も参加できるプログラムの提供など基盤の充実に取り組みます。

また、障がいのある人をはじめとする市民がふれあうことによって、障がいに対する理解や意識啓発を図ります。

## 【取り組み内容】

### ① スポーツ活動の振興

障がいのある人が気軽にスポーツ活動に参加できるよう、各種イベント・スポーツレクリエーション大会に多彩なプログラムを提供するとともに、各種メディアを利用した情報提供の充実に努めます。また、障がいのある人をはじめとする市民が参加することによって、障がいの理解の啓発と交流促進を図ります。

### ② スポーツ指導者の養成

障害者スポーツ指導員等の養成研修への参加を積極的に支援するなど指導者の養成と資質向上に努めます。また、障がい福祉に関わる機関や団体が社会体育協会・体育指導委員などのスポーツリーダーと連携を図り、スポーツ関係者の障がいのある人に対する理解と交流を促進します。

### ③ 京田辺市体育施設の利用促進

障がいのある人に配慮した体育施設の整備を促進するとともに、プールや体育館などの体育施設使用料の減免を行い利用促進を図ります。また、一層の体育施設の利用拡大のため、開放事業やサークル、個人に対しての各種プログラムの提供及び用具の充実に努めます。

### ④ レクリエーション活動の推進

障がいのある人をはじめとする市民が参加し、楽しみながら幅広い交流を図る「京田辺市障害者スポーツ大会（友遊フェスタ）」などの支援を行います。また、「サマースクール」のような教室や「卓球バレー」などのサークル活動に対して、サークル支援体制の整備やサークル員の募集の協力だけでなく、開催を支援するボランティア員の拡充を図ります。

### ⑤ 文化・芸術活動の支援

障がいのある人の文化・芸術活動の振興に向けて、講座開催や作品出典の情報提供に努め、活動機会や発表の場の充実に努めます。



### 3. 自立をめざし、ライフステージに応じた環境づくり

#### (1) 教育・療育の充実

##### 【現状と課題】

障がいのある児童が、身近な地域で専門的な療育や一人ひとりの障がいの状況に応じた保育を受けられるよう、教育・保健・医療・福祉などの関係機関との連携を進め、療育・教育体制の充実が求められます。また、教職員などの知識・技能の向上を図るなど、学びやすい教育環境の整備が課題となってきます。

平成 17 年度に「発達障害者支援法」が施行されたことを踏まえ、乳幼児期からの支援の推進や、発達障がいのある児童やその保護者への支援体制の整備が求められます。

障がいのある児童の学校教育について、国はこれまでの障がいの種別や障がいの程度などに応じ、特別の場で指導を行う「特殊教育」から「特別支援教育」へと転換を進めています。それを受けて、特別支援学級に在籍する児童に限らず、通常の学級に在籍する児童も含め、障がいのある児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援や、支援学校と小・中学校の交流の促進が必要になってきます。

##### 【今後の方向性】

ノーマライゼーションの理念を踏まえ、障がいのある人とない人とがともに生きるため、幼少時からともに学び、ともに育つ教育に取り組むとともに、障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発を行います。

また、障がいのある人一人ひとりが社会の一員として、主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、それぞれの障がいの状況に応じた適切な療育及び教育を充実し、ライフステージに応じた多様な学習の機会を確保します。

さらに、教育・保健・医療・福祉、雇用などの関係分野や市民との連携を密にし、社会全体で支援が必要な子どもの健やかな育成に取り組みます。

## 【取り組み内容】

### ① 就学相談の推進

就学指導委員会や関係機関との連携を強め、心身に障がいのある児童に対し、障がいの実態などに応じた就学相談を推進します。

### ② 児童デイサービスの充実

児童が利用する児童デイサービス事業所と保育所・幼稚園・学校等の関係機関との連携を図り、サービスが効果的に提供できるよう充実を図ります。

併せて、田辺児童館の児童デイサービス事業（ふれあい教室）における発達相談員や指導員等の人員体制を整備するとともに、研修等の実施によりサービスの充実を図ります。

### ③ 障がいのある児童の教育支援・保育の充実

専門的な機関との連携を図りながら、障がいのある児童に対して、集団の中で豊かな人間形成を図ります。また、特別支援教育にかかる研修の充実を図り、指導員や保育士の人員確保や資質向上を図るとともに、障がいの程度や発達段階などに応じた教育内容や、指導方法の改善を図ります。

### ④ 発達障がいのある児童に対する支援

関係機関との連携を深め、自閉症や学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など、発達障がいの早期発見に努めるとともに、障がいの状態に即した支援について検討します。また、発達障がいについての市民の理解を深めるため、広報紙や福祉に関する教育において啓発を図ります。

### ⑤ 自立・進路相談

特別支援学校やハローワークとの連携を図り、卒業予定者の進路指導の充実を図るとともに、知的障害者更生相談所などの相談機関との連携を深め、相談支援体制の強化を図ります。

### ⑥ 社会教育・社会体育の充実

公民館や体育館で開かれている「障害者教室」「障害者スポーツ教室」や高齢者向け「元気はつらつ教室」において、障がいのある人をはじめとする市民がふれあうことにより、理解と交流を深めあえるような体制の整備を図ります。また、ボランティア、手話通訳者、要約筆記者などの配置により、障がいのある人が気軽に参加できるよう支援します。

## (2) 就労支援の推進

### 【現状と課題】

障がいのある人の雇用・就労は、社会経済活動への「完全参加と平等」に向けた大きな課題であり、就労を通じて自己実現を図りながら、障がいのある人が社会参加するための手段として重要であるといえます。

今後も障がいのある人の雇用が促進されるよう、広報啓発や関係するすべての機関との連携をより一層図り、雇用・就業の啓発活動を推進することが必要です。

今後、障がいのある人の自立と社会参加を促進させていく中、自分らしく生活が送れるよう、障がいの種別によってそれぞれがもてる力に応じた社会参加を実現していくことが大切です。そのため、所得を得るための働く場の確保といった就労支援だけでなく、日中活動として働く場を確保するなど、障がいに応じた働く場の確保といった観点から就労支援をしていく必要があります。

### 【今後の方向性】

就労及びこれに伴う生活上の支援を必要とする障がいのある人に、相談や援助を行うとともに、関係機関とのネットワーク化を図り、継続的かつ包括的な支援体制づくりに努めます。また、民間企業や福祉サービス提供事業所などへの働きかけを行い、一人ひとりに応じた雇用・就労の場の拡大に努めます。

### 【取り組み内容】

#### ① 雇用啓発事業の充実

障害者雇用支援月間や障害者雇用促進セミナーの案内、人権問題研修会などの機会を通じて障がいのある人の雇用に対する啓発を行います。

#### ② 障がいのある人の雇用の促進

障がいのある人の雇用に関する関係機関の連携を強化し、就労や雇用についての情報のネットワーク化の推進や相談支援体制の構築を図っていきます。また、地域自立支援協議会のネットワークを活用し、雇用の促進を図ります。

#### ③ 障がい者施設製品の販売促進

本市主催の催しなどに障がい者施設製品を販売することによって、事業所を支援していきます。また、障がい者施設製品の販売を拡大するため、広報、啓発の充実を図ります。

## 4. すべての人にやさしいまちづくり

### (1) 生活環境の整備

#### 【現状と課題】

障がいのある人のみならず誰もが利用しやすいよう、建築物・道路・交通などの生活環境の整備は、人にやさしいまちづくりを進めていくうえでの課題となっています。

本市ではバリアフリーの啓発チラシ及び補助犬ステッカーの配布を行うことにより啓発に努めています。

また、「バリアフリー基本構想」を策定し、今後もユニバーサルデザインに基づき、建築物や交通のバリアフリー化を進めていく必要があります。

移動・交通対策では、誘導ブロックなどの基盤整備や福祉タクシー事業などの移動支援の充実など、障がいのある人が外出しやすいまちづくりを進めていくことが大切です。

一方、こうした公共施設のバリアフリー化や公共交通機関の充実だけでなく、生活の基礎となる住まいの場の確保も求められています。

障がいのある人に対する住宅供給は、身体障がいのある人向けの住宅の整備を進めていますが、障がいの状況に応じたさらなるバリアフリー住宅の充実が望まれます。

こうした障がいのある人を取り巻く生活環境の整備に関しても、情報提供不足や個人情報の問題からすべての障がいのある人に対し完全に整備がいきとどいていないのが課題となっています。そのため、障がいのある人の状態の把握や府営住宅の優先入居制度の周知などの情報を共有することによる支援体制の強化が求められます。

#### 【今後の方向性】

すべての市民が暮らしやすい環境づくりのため、バリアフリー化とユニバーサルデザインに基づく環境整備を推進します。

障がいのある人のニーズを踏まえながら、居住の場の整備・確保など、地域で安心・快適に暮らすことができるよう生活環境の整備に努めます。

## 【取り組み内容】

### ① 福祉のまちづくりの普及・啓発

各種行事、講座、研修会、広報、パンフレットなどさまざまな機会を通じて、すべての市民に障がいのある人や高齢者とともに生き、ともに支えあうまちづくりのための意識の高揚を図ります。また、本市で策定をする「バリアフリー基本構想」においても、障がいのある人に配慮した内容を含むなどの計画づくりを進めていきます。

### ② 福祉のまちづくりモデル地区整備促進事業の推進

不特定多数の人が利用する公共性の高い施設が集中する地域をモデル地区に指定し、その整備を進めながら障がいのある人や高齢者にやさしいまちづくりを推進していきます。

### ③ 公共施設の整備促進

市施設の新築・建替えなどにあたっては、「京都府福祉のまちづくり条例」や本市で策定を予定している「バリアフリー基本構想」の趣旨に沿った整備・検討などを行い、特にバリアフリー化が必要とされる施設に関しては段階的に整備していきます。

#### I. 道路の整備

障がいのある人が自由で安全に外出することができるよう、既存の道路の改良・改修を行っていきます。

#### II. 公園の整備

段差の解消やベンチの配置など公園内の良好な環境整備に努めるとともに、障がいのある人や高齢者が、安全で気軽に利用できる公園整備に努めます。

#### III. 住宅の整備

市営住宅に関しては、段差の解消や手摺りの設置、トイレ、浴室などを障がいのある人が使いやすいように改修を行っていきます。府営住宅に関しては、優先入居制度の周知や募集情報の提供などに努めます。また、重度障がいのある人の日常生活を容易にするとともに家庭での介助の負担を軽減するため、住宅改造などに要する経費の一部を助成します。

#### IV. 学校の整備

校舎の新改築・大規模改修においては、「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき実施します。

#### V. 民間施設の整備

不特定多数の人が利用する民間施設については、バリアフリー化の普及啓発を行います。

#### ④ 公共交通機関の充実

バリアフリー化の推進とともに整備を行ってきたエレベーター、エスカレーター、案内板、低床バス、バスの運行及び路線などに対して、利用の状況を検証していきます。また、介護タクシーの充実について要望します。

#### ⑤ 移動支援対策の充実

身体障がいのある人が自動車運転免許を取得しようとする場合や自ら所有、運転する自動車を改造する場合に助成を行います。

また、重度障がいのある人に対して、福祉タクシーなど利用支援事業としてタクシー料金及び自家用自動車の燃料の代金の一部を助成することにより障がいのある人の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図ります。

さらに、社会福祉協議会が実施しているリフトカーの運行の支援を行い、障がいのある人の通院や外出の移動支援を行います。

## (2) 防災・防犯対策の充実

### 【現状と課題】

障がいのある人をはじめ、誰もが安全に安心して暮らすうえでは、地震や火災などといった防災・防火対策などが重要となっており、災害時などに特に援助が必要な人への配慮は大きな課題となっています。

防災意識の向上として、本市では「地域危険度マップ」や「揺れやすさマップ」などを配布し、危険地域や地震による被害予測、防災知識を普及・啓発しています。また、市ホームページによる防災知識の普及・啓発及び、地域での防災講座や防災訓練を通じて意識啓発を行っています。

災害時には、一人ひとりの障がいの状態に応じたきめ細かな支援が必要であり、住民間の自主組織の育成が不可欠となっています。本市では、災害発生時に地域での活動を担う自主防災組織の設置や防災研修を開催しています。これらの活動を通し、自主防災組織とともに、避難などを支援できる体制づくりを行うことが必要です。また、日常生活に不可欠な福祉用具などが災害により供給停止とならないよう、関係者による連絡体制を確立するとともに、被災時において障がいのある人に的確に対応できるよう、避難場所の確保や避難方法を明確にすることも今後必要となっています。

近年、障がいのある人や高齢者などを対象とする犯罪被害が全国的に増加しています。こうした中、防犯知識の周知徹底や悪質商法などの消費者被害防止に向けた情報提供をはじめ、地域における防犯活動などに取り組む必要があります。

### 【今後の方向性】

障がいのある人が安心して生活していくために、地域との連携・協働のもと、情報連絡体制や緊急時の救援体制の整備を進めるとともに、自主防災訓練による防災対策など身近な地域での取り組みについても進めていきます。

また、障がいのある人をはじめ、市民が犯罪などに巻き込まれないよう防犯意識の啓発や、関係機関・団体と連携した防犯体制を整備します。

### 【取り組み内容】

#### ① 防犯・防災・救急救護・交通安全知識などの普及

関係機関や団体と連携を図り、講演会、講習会などを積極的に実施し、防犯・防災・救急救護・交通安全などに関する知識の普及、啓発に努めます。

#### ② 障がいのある人に配慮した防災・緊急対策の推進

障がいのある人や高齢者などのような、災害時などに特に援助が必要な人を的確に把握するとともに、その対策を明確にし、安全な避難ができるよう、災害時要援護者の地域における支援体制の充実を図ります。また、緊急通報装置設置事業を継続し、緊急時に迅速な対応ができるよう事業の充実を図ります。

#### ③ 自主防災組織の育成

区や自治会などを核とした自主防災組織やボランティアの育成に努め防災訓練や緊急時の対応に備えます。



## 第5章 推進体制の整備

### 1. 庁内の推進体制

本計画は、保健、医療、福祉、教育、労働、建設など、広範な分野にわたる総合的な施策の展開が必要となります。本計画を着実に進めていくため、本市の関係課をはじめ、関係機関などを通じて、計画の進捗状況の確認及び推進方法などに対する意見を求めながら、総合的な施策の推進に努めます。

### 2. 地域との連携

障がいのある人一人ひとりに応じた自立と社会参加を進めるためには、障がいそのものに対する理解や障がいのある人に関する理解を深めるための取り組みをはじめ、地域での見守り・支援、交流、防災・防犯の取り組みなども重要となります。そのため、本市だけでなく、市民、社会福祉協議会をはじめ、医療関係機関、民生委員・児童委員や地域団体、障がい者団体、障害者相談員、サービス提供事業所、企業など、地域で連携しながら計画を推進します。

### 3. 国・府の関連計画との整合

本計画の推進にあたっては国及び府の動向をふまえ、適切な施策展開を図ります。その中でも、府の「障害者基本計画」「障害福祉計画」「京都府ユニバーサルデザイン推進指針」などの障がいのある人に係わる計画や指針に対して、整合を図りながら施策の推進を行っていきます。

### 4. 計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るため、進行管理を行うとともに、必要に応じて京田辺市地域自立支援協議会から意見を聴取し、計画の評価・点検を行います。

# 資料編

## 1. 京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画（以下「福祉計画等」という。）の策定に当たり、幅広く意見を求め、障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、福祉計画等の策定のため必要な事項を調査協議し、市長に意見を具申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会の代表
- (3) 関係団体の代表者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、平成18年度に委嘱又は任命する委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

4 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、第1回委員会の招集は、市長が行う。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年11月22日から施行する。

## 2. 京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会名簿

団体名	委員名	備考
同志社大学名誉教授	岡 本 民 夫	委員長
京田辺市議会	増 富 理津子	
京田辺市社会福祉協議会	村 上 喜 重	
京田辺市民生児童委員協議会	藤 澤 茂	
京田辺市障害者生活支援センター ふらっと	米 野 充 宏	副委員長
京田辺市ボランティア連絡協議会	青 木 孝太郎	
京田辺市身体障害者協会	玉 嶋 久 興	
京田辺市介護保険サービス事業所連絡協議会	小 田 壽 樹	
(社福) 共生福祉会 たなべ緑の風作業所	西 村 博 史	
ふくろう共働作業所	林 剛	
京都田辺公共職業安定所	吉 崎 秀 雄	
京田辺市商工会	堀 口 孝	
京都府立南山城養護学校	山 田 比佐夫	
京田辺市障害児(者)父母の会	中 川 晴 美	
京田辺医師会	川 浪 進	

※敬称略 順不同

---

京田辺市障害者基本計画  
平成 22 年度～27 年度（第 2 期）

発行：京田辺市 保健福祉部 社会福祉課  
（平成 22 年 4 月より障害福祉課）

住所：〒610-0393 京田辺市田辺 80 番地  
TEL：0774-64-1372 FAX：0774-63-5777  
発行年月：平成 22 年 3 月

---